

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和4年5月23日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

専決第4号

八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例の制定につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

八幡浜市長 大城一郎

記

八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例

八幡浜市都市計画税条例（平成17年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
附 則 1～4 （略） （法附則第15条第15項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。 （法附則第15条第33項の条例で定める割合） 6 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 （法附則第15条第34項の条例で定める割合） 7 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 （法附則第15条第39項の条例で定める割合） 8 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 <u>（法附則第15条第44項の条例で定める割合）</u> <u>9 法附則第15条第44項に規定する市町村の</u>	附 則 1～4 （略） （法附則第15条第16項の条例で定める割合） 5 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。 （法附則第15条第34項の条例で定める割合） 6 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 （法附則第15条第35項の条例で定める割合） 7 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 （法附則第15条第42項の条例で定める割合） 8 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

条例で定める割合は3分の2とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

10 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

11 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

12 (略)

13 附則第11項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第11項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

14 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第11項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

9 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

10 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5

を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

11 (略)

12 附則第10項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第10項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける

商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

1.5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第1.1項**の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第1.5条から第1.5条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1.6 (略)

1.7 **附則第1.1項及び第1.3項**の「宅地等」とは法附則第1.7条第2号に、**附則第1.1項及び第1.4項**の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第2.5条第6項において読み替えて準用される法附則第1.8条第6項に、**附則第1.1項、第1.2項、第1.4項及び第1.5項**の「商業地等」とは法附則第1.7条第4号に、**附則第1.4項**から前項までの「負担水準」とは法附則第1.7条第8号ロに、**同項**の「農地」とは法附則第1.7条第1号に、**同項**の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第2.6条第2項において読み替えて準用される法附則第1.8条第6項に規定するところによる。

1.8 法附則第1.5条第1項、第1.0項、**第1.4項から第1.8項まで、第2.0項、第2.1項、第2.5項、第2.8項、第3.2項から第3.6項まで、第3.9項、第4.0項若しくは第4.4項**

、第1.5条の2第2項、第1.5条の3又は第6.3条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第3.3項」とあるのは「若しくは第3.3項又は附則第1.5条から第1.5条の3まで若しくは第6.3条」とする。

1.9 (略)

商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

1.4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、**附則第1.0項**の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第1.5条から第1.5条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1.5 (略)

1.6 **附則第1.0項及び第1.2項**の「宅地等」とは法附則第1.7条第2号に、**附則第1.0項及び第1.3項**の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第2.5条第6項において読み替えて準用される法附則第1.8条第6項に、**附則第1.1項、第1.3項及び第1.4項**の「商業地等」とは法附則第1.7条第4号に、**附則第1.3項**から前項までの「負担水準」とは法附則第1.7条第8号ロに、**前項**の「農地」とは法附則第1.7条第1号に、**前項**の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第2.6条第2項において読み替えて準用される法附則第1.8条第6項に規定するところによる。

1.7 法附則第1.5条第1項、第1.0項、**第1.5項から第1.9項まで、第2.1項、第2.2項、第2.6項、第2.9項、第3.3項から第3.5項まで、第3.7項から第3.9項まで、第4.2項若しくは第4.3項**、第1.5条の2第2項、第1.5条の3又は第6.3条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第3.3項」とあるのは「若しくは第3.3項又は附則第1.5条から第1.5条の3まで若しくは第6.3条」とする。

1.8 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。